

令和4年第2回砂川市議会定例会

令和4年6月15日（水曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

日程第 1 議案第 2号 砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

議案第 3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算

日程第 2 一般質問

延会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 2号 砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

議案第 3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算

日程第 2 一般質問

辻 勲 君

小黒 弘 君

武田 真 君

○出席議員（12名）

議長 水島 美喜子 君

議員 中道 博武 君

佐々木 政幸 君

飯澤 明彦 君

北谷 文夫 君

辻 勲 君

副議長 増山 裕司 君

議員 多比良 和伸 君

武田 真 君

増井 浩一 君

沢田 広志 君

小黒 弘 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太英樹
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅克己
病院事業管理者	平林高之
総務部長 兼会計管理者	井上守
総務部審議監	安原雄二
市民部長	河原希之
保健福祉部長	安田貢
経済部長	中村一久
経済部審議監	東正人
建設部長	近藤恭史
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	山田基
病院事務局審議監	渋谷和彦
総務課長	板垣喬博
政策調整課長	玉川晴久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	峯田和興
指導参事	小林晃彦
教育委員会技監	徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形讓
--------	-----

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	井上守
-------------	-----

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	中村一久
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	為国修一
事務局次長	川端幸人

事 務 局 主 幹 齊 藤 亜 希 子
事 務 局 係 長 野 荒 邦 広

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第2号 砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第1、議案第2号 砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算の4件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 増井浩一君（登壇） おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

6月13日に委員会を開催し、委員長に私増井、副委員長に中道博武委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第2号から第4号、第1号の一般会計補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 水島美喜子君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号から第4号、第1号を一括採決します。

本案を予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 水島美喜子君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は5名であります。

順次発言を許します。

辻勲議員。

○辻 勲議員（登壇） おはようございます。それでは、私は2点について一般質問をさせていただきます。

1点目、ヤングケアラーについて。家族の介護や世話を日常的に担う18歳未満の子供をヤングケアラーと言われていますが、国は今年3月、中学2年生の約17人に1人、高校2年生の約24人に1人がケアラーだとする調査結果を公表しました。また、厚生労働省は、学校や自治体などが連携支援するためのマニュアルを公表しました。さらに、北海道は、北海道ケアラー支援有識者会議で、大人に代わって高齢や病気の家族を世話するヤングケアラーに関し、道内の小学生と大学生を対象にした実態調査の実施案を示しました。北海道社会福祉協議会は、6月1日、高齢や病気の家族を世話するケアラー（無償介護者）の支援体制を各地につくるため、ケアラー支援推進センターを道社協内に開設したとも言われています。

以上の点を踏まえて、砂川市においてもヤングケアラーとなるような子供さんがおられるのではないかと思い、実態調査も必要かと考えますので、砂川市における状況を伺います。

2点目、マイナポイント事業第2弾の実施について。砂川市においては、これまでマイナンバーカードの取得に向け、窓口で申請を受付するサービスを行っており、また企業や団体等に職員が出向いて交付申請を受付するなど取組を推進しているところです。マイナポイント事業は、マイナンバーカードの普及と消費喚起の目的で実施されています。2020年9月から2021年12月末まで第1弾が行われ、今年1月から1人当たり最大2万円分のポイントを付与する第2弾が始まりました。第2弾では、これからカードを取得する人やカードを取得していても第1弾を利用していない人を対象に最大5,000円分のポイントを付与する事業に加え、カードを健康保険証として登録をしたり公金受け取り口座の登録をした場合にそれぞれ7,500円分のポイントが付与されます。総務省は、健康保険証としての利用登録や公金受け取り口座の登録に対するポイント付与の申請を6月30日から始めると発表しました。既に行っている最大5,000円分の付与と併せて第2弾が完全に実施されることとなります。マイナポイントについて、市民の方々からは

内容が難しいなどの声を多く聞いているところですが、今後の取組について以下の点を伺います。

(1) 現在までの砂川市におけるマイナンバーカードの交付率について。

(2) マイナンバーカードの取得についてや取得後に係るマイナポイントの問合せ状況について。

(3) 健康保険証としての登録や公金受け取り口座の登録のメリット等について。

(4) 市民に対するマイナンバーカードの取得やマイナポイント事業の今後の推進における周知について。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 私から大きな1のヤングケアラーについてご答弁申し上げます。

ヤングケアラーは、一般的に高齢、障がい、疾病、その他の理由により援助を必要とする家族、友人、その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話を行っている18歳未満の者とされております。近年は、年齢に見合わない重い責任や負担を負うことで学習活動や部活動、友人との交友や自分の趣味など、本来であれば享受できたはずの時間をはじめ、子供としての権利が守られていない事例が指摘されており、国が公表しているヤングケアラーの実態に関する調査研究等により、その存在が社会問題として大きく取り上げられております。

北海道においては、北海道ケアラー支援条例が本年4月1日に施行され、ヤングケアラーを含む全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく、夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現を目指し、ケアラー支援の普及啓発や支援を必要とする方の早期発見など取組が進められており、6月より北海道社会福祉協議会内にケアラー支援推進センターが設置されたこともその一環と考えられるところであります。また、北海道教育庁により、昨年度中学2年生及び高校2年生を対象としたヤングケアラー実態調査が実施され、本年度は小学5、6年生及び大学生を対象とした調査が行われる予定となっております。

当市におきましては、これまでにヤングケアラーとして対応した事例はありませんが、保護者から適切な監護を受けていない子供については関係機関による情報共有及び対策を協議する場として児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会を設置しており、深刻な事案が確認された場合でも迅速に対応できる体制を構築しております。また、障がい者や介護が必要な高齢者等の在宅世帯については、必要なサービス提供等に係る相談支援やケアマネジャーによる訪問調査を通じて家庭の状況も察知されることとなり、生活困窮世帯、またはひとり親世帯などの家庭環境であれば福祉事務所や社会福祉協議会等が相談支援を行う中で、児童が厳しい生活環境に置かれる場合には情報を把握できる可能性が高いもの

と考えております。

これらのことから、現段階では市独自にヤングケアラーに関する調査を実施する予定はありませんが、今後とも教育委員会など関係機関と連携を図りながら、子供たちがヤングケアラーに関する認識を高める取組を進めるとともに、支援につながる様々な相談窓口があることを市民へ周知していく必要があるものと考えております。

また、本年度以降における第4次障害者計画、第9期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、第3期子ども・子育て支援事業計画の各種計画策定に向けたアンケート調査に際し、家族間のケアの状況に関する質問項目も設定することにより、本市におけるヤングケアラーの把握に努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君（登壇） 私から大きな2、マイナポイント事業第2弾の実施についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）現在までの砂川市におけるマイナンバーカードの交付率についてであります。マイナンバー制度は平成28年1月1日から本格的に運用が開始され、これと同時にマイナンバーカードの申請受付並びに交付を開始したところであります。現在までの砂川市における交付枚数は、令和4年5月1日時点までに7,557枚であり、交付率は45.8%となっているところであります。

次に、（2）マイナンバーカードの取得についてや取得後に係るマイナポイントの問合せ状況についてであります。現在国が実施しているマイナポイント事業第2弾は令和4年9月末までにマイナンバーカードを申請された方が対象となり、買物によるマイナポイント付与は本年1月より申込受付が開始されておりますが、5月17日に総務省から、健康保険証としての登録、公金受け取り口座の登録によるマイナポイントの付与について6月30日より申込受付を開始するとの発表があり、以前は1日一、二件程度の問合せでしたが、この発表以降はマイナンバーカードの取得方法に加えて、健康保険証としての利用登録と公金受け取り口座の登録方法やこれに伴うマイナポイントの申請方法に関する問合せが1日5件程度寄せられており、以前よりも増加しているところであります。

次に、（3）健康保険証としての登録や公金受け取り口座の登録のメリット等についてであります。健康保険証としての登録のメリットについて厚生労働省からは、転職、結婚、引っ越しなどがあっても健康保険証の発行を待たずにマイナンバーカードで医療機関、薬局を利用できること、マイナポータルで薬剤情報、特定健診情報、医療費通知情報を閲覧することが可能になることや薬剤情報と特定健診情報について本人の同意を得た上で医療関係者に提供することにより、よりよい医療を受けられるようになること、マイナポータルで確定申告の医療費控除が簡単にできることなどが示されているところであります。また、公金受け取り口座の登録のメリットについてであります。デジタル庁からは、これまで緊急時の給付金のほか、児童手当、年金、所得税の還付金等の幅広い給付金等の受

け取りには申請書への口座情報の記載及び通帳の写し等の添付書類が必要でしたが、公金受け取り口座を事前に登録することでこれらの書類の提出を省略することが可能となり、迅速な給付が実現されると示されているところであります。

次に、(4) 市民に対するマイナンバーカードの取得やマイナポイント事業の今後の推進における周知についてであります。マイナンバーカードの取得やマイナポイント事業につきましては、以前より市ホームページや広報すながわなどにより周知を図っているところでありますが、マイナポイント事業第2弾のポイント付与を受けるためには9月末までにマイナンバーカードの交付申請が必要であり、期限も迫っていることや6月30日が健康保険証としての登録、公金受け取り口座の登録によるマイナポイント付与の申請受付開始であることから、広報すながわ7月1日号のほか、市ホームページ、砂川市公式ラインアカウントなどを活用し、改めて周知を図っていくとともに、企業や団体等に職員が外向いて交付申請を受けるなどの取組を引き続き進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、1点目のヤングケアラーについての2回目以降の質問ですけれども、今答弁いただきまして、ヤングケアラーの年齢層は小学校高学年ぐらいから高校生まで、主に10代の子供たちに可能性があると考えられるのですけれども、学校関係は所管に関係もあるので、そんなにしませんけれども、1回目の答弁で市としてはこれまでにヤングケアラーとして対応した事例はないとの答弁だったのですけれども、市内でもたくさんの子供が生活している中で、ヤングケアラーが存在しているとすれば具体的にどのようなケースがあり得ると想定しているのかお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 ご家族へお子さんがケアを行っているケース、一般論ではございますが、例えば保護者の方が極めて多忙、あるいはご病気や障がいなどで家事が十分にできないというときにその一部をお子さんが担っているということですか、育児に関して上のお子さんが下の兄弟の面倒を見ると、また3世代が同居されているご家庭ではお孫さんが祖父母の方の介助の一部を手伝うといったケースは市内でもあり得るものと考えてございます。ただし、その行為がお子さんにとって過度の負担となっているかという点では、既に何らかの福祉サービスを利用されている、あるいは相談、援助の対象となっているという世帯であれば、いずれかの関係機関が気に留められまして、その世帯への支援に努めている可能性も高いのではないかと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 実際にヤングケアラーに該当するケースが生じた場合、その子供あるいは保護者が過度な負担となっていることについて例えば相談したいと考えたときに、関係機関を含めて市はどのような相談窓口で対応していくのかを伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 相談窓口につきましては、そのお子さんがどのようなケアを担ってられるかと、またその世帯の生活状況というところでも異なってくるかもしれませんが、お子さん自身の相談先としては通学されている学校が考えられるところであり、仮に保護世帯であればケースワーカーが定期的に訪問しておりますので、そういった相談の受皿もあるものと考えてございます。また、保護者の方からのご相談ということになれば、市では家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、さらに障がいに関しての委託している相談員の方、介護関連であれば地域包括支援センターや事業所のケアマネジャーが相談に伺うことになると考えられますし、様々な福祉事業を実施されている社会福祉協議会もその一端を担っていただくことが想定されます。また、地域においては民生児童委員さんも相談窓口としての役割が考えられるところとっております。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それで、相談窓口として社会福祉協議会もその一端を担うということですが、私も地元の社会福祉協議会の職員の方に聞いてみたのですが、特に道からは今こうということはないのですけれども、これから研修に出向いたりということはあるのではないかとということはおっしゃっていたのですけれども、ヤングケアラーの問題に関して市と社会福祉協議会の連携はどのように行っていくのかをお聞きしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 社会福祉協議会におかれましては、生活福祉資金の貸付け、あるいは日常生活自立支援事業などを通じて直接的に当該世帯からのご相談を受けられる。そういったことで相談窓口になっていただくということが当然考えられるところ、そのほかにも関係機関の一つとしまして情報を共有させていただきながら、具体的にかかる世帯が案件として生じた場合、有償ボランティア事業の活用など具体的な支援策をどのように行っていくかという点でも連携が必要になるものと考えておりますし、また社会福祉協議会としての広報活動も実践されている中で、可能であればヤングケアラーについても取り上げていただけるような、そういった協議をしてみたいと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 分かりました。1点目のヤングケアラーについては終わりました、2点目です。マイナポイント事業の第2弾の実施についてなのですけれども、先ほど答弁をいただきましたが、マイナンバーカードの交付率のことも示されました。昨年来、12月のときも砂川は全道の中でも結構進んでいると私は捉えたのですけれども、その辺の順位というのですか、砂川の全道に関する状況を教えていただきたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 マイナンバーカードの交付率の砂川の順位でございますけれども、令和4年5月1日現在で申し上げますが、道内179市町村中15位、35市の中で

は第4位という状況でございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 かなり頑張っているのだということが分かりました。

次に、企業、団体に訪問した際に説明会とかをしているという状況もあると思うのですが、そういった状況についてお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 マイナンバーカード交付申請を受ける前に説明会をしてほしいという要請がこれまで3回ほどございました。その中で、10分程度ですけれども、職員がマイナンバーカードの取得のメリットや利用方法などを説明させていただきました。その説明の後に、ポイント付与の手法ですとか、カード取得によるデメリットはないのかという確認の質問もありまして、それに対して回答することで十分にマイナンバーカードを理解していただいた中でカードの交付申請を受け付けたという状況でございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今ほど企業、団体の状況を答弁いただいたのですけれども、それではこれまでに出張申請受付のために出向いた企業、団体の件数と、そこで実際にマイナンバーカードの申請を受け付けたことがあれば、その件数を教えていただければと思います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 これまでの出張申請に出向いた件数、それからマイナンバーカードの交付件数でございますけれども、出張申請につきましては令和3年8月から現在まで実施しております。これからも継続して実施していきますが、これまで44の団体及び企業、340人の市民の方の交付申請、これを受付したところでございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 ありがとうございます。それでは、市長に、これまで企業に職員が出向いたり、マイナンバーカードの申請受付をやってきているのですけれども、国が言っている割にはなかなか進んでいない状況もあるように捉えているのですけれども、今後さらにマイナンバーカードを増やす新たな取組をお聞きしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) マイナンバーカードの砂川市の交付率を上げるということで何か考えていないのかということでございますけれども、大きなくくりで話をすれば、今我々地方自治体が受けている地方交付税、2024年までは一定の額が保証されていると、ところが今回の中で2025年以降については明確なものは示されていないと。ただ、その論議の中で、コロナ禍の中で自治体病院を中心に予防接種で地方自治体が結構頑張ったと、地方自治体がしっかりしていないとマイナンバーカードだったりコロナの予防接種についても円滑にできなかったであろうという整理をされているようでございますから、ある程度地方自治体も、6月30日からですか、9月30日までの間に取得した人について

ては、マイナンバーカードを取得することによって5,000ポイントで、それから保険証を入れると7,500ポイント、さらに口座とのひもづけをすると7,500ポイントですから、全部で2万ポイントがつくということでございますから、9月末までの間にどのぐらい率を増やすか。

今砂川市の場合は179市町村中15位ということで結構健闘しております、総務省の黒田事務次官からも上京した折、それから内藤消防庁長官からも何とか地方自治体で頑張ってもらって交付率を増やしてくれと。特に砂川の場合は市立病院で過疎債をつけてもらったということがありまして、個人的に私の携帯に電話もいろいろ来たりしているものですから、何とか7月中に取組を強化して、その状況を見ていきたいというので、今考えられるとしたら夜間の受付。ただ、担当職員も大変苦勞しております、取得するであろう、今残っているのは高齢者が多いのですけれども、その人たちから、どこの銀行か、ペイペイなのか、どこで買物をしているからどこであれするかというのを聞き取りしながら、その手続も全部担当者がやっているという状況でございます。結構時間がかかるのですけれども、そこまでやらないと取得率が増えていかないので、夜間開設することによってある程度この9月までの間に何とか率を上げなければならないだろうと思っておりますので、夜間の対応についてどのぐらいの頻度でできるかというのは難しいのですけれども、いずれにしても9月までの間に上げなければ、この時期が一番勝負かと思っておりますので、何とか夜間開設、7時ぐらいまではある程度窓口を曜日を決めて開けながら交付率を増やしていきたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今市長からも、今後特に夜間の受付も開設したいという話もいただきました。私もマイナンバーカードの受付に家内と行きましたが、そのとき何人かおられたのですけれども、丁寧にきちんと教えていただきました。それでも難しいという部分はあるのですけれども、そういう部分で頑張っているのだというのが分かりました。それで、市長から今夜間の受付のこともあったのですけれども、職員の体制というのですか、大変だと私は見ているのですけれども、職員の体制をどうしている、どういう対応というのを。窓口、私は見ているのですが、これから特に大変になってくるのではないかと思うのですけれども、その1点だけを最後にお聞きしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 職員の体制ということでございますけれども、今年度から、今まで会計年度任用職員が2名おりましたが、もう一名増やしております、専属のマイナンバーカード担当者が戸籍年金係のところにいるという体制になっております。ですから、昨年よりは大幅に増えているという状況の中で、先ほど市長が申しました夜間の窓口、受付ということもその人数の中で、交代しながらにはなるかと思っておりますけれども、それでやっていると考えております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、一般質問を行ってまいります。私は、今回は大きく2点について伺います。

まず、1点目は、砂川市の農業の今後についてであります。米価の下落、肥料の高騰など、農業にとって厳しい状況となっておりますが、以下について伺います。

まず、1点目は、砂川市内の農家戸数、農業人口、年齢構成の推移についてを伺います。

2点目は、現在耕作放棄地はどのくらいあるのかを伺います。

3点目、農業委員会の令和3年度の意見書によりますと、合同会社すながわT O H Oが今年の耕作を終えた後に解散するとあります。これまで砂川市の農業にとって合同会社すながわT O H Oの役割は大きかったと思われまじけれども、まず細かく1点目としては解散による影響についてをお伺いして、2点目は今後の砂川市の対応についてを伺います。

4点目は、報道等でも繰り返し話題となっている水田活用の直接支払交付金の国の見直しによる市内農業への影響と今後の対策についてを伺います。

大きな2点目としては、駅前地区整備事業についてを伺います。現在実施設計の策定中であり、本年度は既存建物の解体工事が発注されていますが、以下について伺います。

1点目、基本設計後にパブリックコメントが行われましたが、実施設計に向けた変更点はあったのかどうか伺います。

2点目は、これまでどのような団体と利活用について話し合われたのかを伺います。

3点目は、基本設計を見て、施設の重要な箇所と思われるカフェスペースの使い方についてです。

4点目は、施設の開閉館時間と使用料について伺います。

5点目は、施設に付随する駐車場は自由使用になるのかどうか。

最後の6点目、実施設計に関する中間報告はあるのかどうかをお伺いいたします。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君（登壇） それでは、私から大きな1、砂川市の農業の今後についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）砂川市内の農家戸数、農業人口、年齢構成の推移についてであります。農家戸数及び農業人口につきましては、国の統計調査である農林業センサスの推移によりますと、農家戸数では平成12年は311戸、平成22年は239戸、令和2年は168戸であり、農業人口では平成12年、445人、平成22年は419人、令和2年は281人であり、後継者不足などで離農が進み、農家戸数及び農業人口ともに減少傾向にあります。また、令和2年の年齢構成では、10代1人で全体に対する構成比は0.36%、20代5人、1.78%、30代18人、6.4%、40代17人、6.05%、50代44人、15.66%、60代65人、23.13%、70代61人、21.71%、80代以上70人、24.91%、合計281人となっており、60代以上が約7割を占め、

高齢化が進んでいる状況でございます。

次に、（２）現在の耕作放棄地についてでございますが、耕作放棄地につきましては国が定める定義は以前耕地であったもので、過去１年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地であり、現在市内の農地のうち、この数年の間に再び耕作する意思のある土地、いわゆる不作付地はあるものの、国が定める定義に当てはまる耕作放棄地はないところでございます。

次に、（３）の①、合同会社すながわＴＯＨＯの解散による影響についてでございますが、合同会社すながわＴＯＨＯは平成１８年、主にソバの作業受託を目的として市内の農業者で設立した法人であり、本年、令和４年では自ら所有する農地７．５ヘクタール及び借入地１４．２ヘクタールにおいてソバを生産するほか、高齢等により自ら耕作が困難となった農業者や効率化を図るためソバの収穫作業などを委託する担い手から受けた農地１５７．２ヘクタールで農作業を行っておりますが、令和４年度をもって法人を解散することから、合計１７８．９ヘクタールが影響を受ける農地であると考えているところでございます。

次に、（３）の②、今後の砂川市の対応についてでございますが、現在当該法人とは新砂川農業協同組合を含め、借入地等の対応及び受託していた作業の対応について検討を進めているほか、農業委員会においても借入地の対応等について検討を進めているところでございます。また、本年５月に、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等との連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興と農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成、確保等に資することを目的に、新砂川農業協同組合、砂川市農業委員会、砂川市農民協議会、砂川市水稲振興会、北海道農業共済組合中空知支所、北海土地改良区、集落代表農業者及び砂川市等で構成する砂川市農業再生協議会の役員会においても今後発生する課題の整理や対応の方向性等について協議するとされていることから、当該法人を含め、関係機関等とも連携し、解散による影響を最小限に抑えられるよう努めてまいります。

次に、（４）水田活用の直接支払交付金の国の見直しによる市内農業への影響と今後の対策についてでございますが、水田活用の直接支払交付金につきましては、水田で食料自給率、自給力の向上に資する麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者を支援するため、平成２５年度から実施されており、令和３年度では本市の農業者１１５人が耕作する３１９．７２ヘクタールに対し、交付金１億２，２８２万５，２９８円が支払われているところでございますが、今般国から５年後の令和８年度までに一度も水稲を作付しなかった場合、交付対象水田から除外する取扱いとする旨通知があったところでございます。

ご質問のありました市内農業への影響と今後の対策でございますが、先ほどご説明した農業者１１５人が耕作する３１９．７２ヘクタールのうち、高齢等により水稲の作付が困難

であり、多くの基幹作業を委託し、長期にわたり転作をしている場合が多い作物のソバ、70人、232.28ヘクタール、牧草、18人、36.42ヘクタール、その他水稲との輪作が難しいタマネギ、3人、17.86ヘクタール、合計91人、286.56ヘクタール、交付金額としまして7,828万5,029円に影響を受けるものと考えているところでございます。現在支払いを受けている農業者につきましては、今年度の交付金申請時に説明し、意向及び農地の現況などについて調査するとともに、年度内をめぐり影響を受ける水田を担い手へ貸している農業者等を対象に説明会の開催を予定しているほか、砂川市農業再生協議会において協議するため、主要な構成団体である新砂川農業協同組合及び農業委員会と対応について検討を始めたところでございます。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 (登壇) それでは、私から大きな2、砂川駅前地区整備事業についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)基本設計後にパブリックコメントが行われたが、実施設計に向けた変更点があったのかについてであります。基本設計を策定するに当たり、令和4年2月から3月にわたり、パブリックコメントを実施し、7件の意見をいただいたところであり、内容としては、一部建物に関する意見がありましたが、主に運営に関するものであり、意見を踏まえた基本設計の変更はなかったところであります。

今年度を実施設計を進めるに当たりましては、施設のバリアフリー化の充実や落雪対策、さらには太陽光パネルの設置について検討しているところであります。具体的な内容としまして、バリアフリー化の充実につきましては国道と西1条通り側の段差を解消するためのスロープの設置や思いやり駐車場をより施設の出入口に接近して設置するための検討、落雪対策としましては国道側の落雪に対する安全性をより高めるため、国道側の出入口を変更する検討、太陽光パネルの設置につきましては現在国において脱炭素社会の実現に向け、公共施設の太陽光パネルの設置普及を進めており、第7期総合計画の重点課題においても環境保全の推進を掲げていることから、当施設においても太陽光パネルの設置について検討しているところであります。そのほか、広場のデザインにつきましてもより魅力を高めるものとなるよう検討しております。

次に、(2)これまでどのような団体と利活用について話し合われたのかについてであります。駅前地区整備事業につきましては、これまで市民ワークショップの開催や砂川商工会議所、砂川観光協会と意見交換を行いながら、施設の配置やレイアウト、導入機能等を求めてきたところであります。利活用として施設や広場を占用してのイベントについては、土日祝日の限定的な開催となってくるかと思っておりますので、イベントが行われない日常的な使われ方として市民の居場所となるような居心地のいい空間を創出することがにぎわいにつながる重要な要素と考えております。そのためには、施設内に設置を予定しているカフェの機能が重要な要素でありますので、現在まで複数の市内飲食店や菓子店と話し合

を持ち、カフェの出店や施設を活用した事業の可能性について話を伺っているところであり、その中では前向きな意見もいただいているところであり、そのような市内の事業者が駅前地区で新たに開業することによって商業振興につながるものと考えております。

また、イベントの実施につきましては、ビアガーデンやフードフェスティバル、商店の特色を生かした体験イベントなど、商店街の活性化につながるイベントを実施していきたいと考えているところであり、イベントの実施に向けて、現在オアシスリパブリックと協議を行いながら、商店会などともどのような事業連携ができるのか整理しているところであり、今後は、それらの内容を踏まえながら、青年会議所や社交飲食協会、各商店会等と話し合いをしていくとともに、オアシスリパブリックや地域おこし協力隊とも連携しながら、施設オープンに向けて企画していきたいと考えております。また、管理運営主体となる砂川商工会議所や砂川観光協会とも中心市街地のにぎわい創出、商店街の活性化、観光推進に向けてどのような取組ができるのか継続的に話し合っていきたいと考えております。

次に、(3) 施設の重要な箇所と思われるカフェスペースの使い方についてであります。カフェにつきましては、施設の魅力を高め、にぎわいを創出するため設置するものであり、市内の事業者へ運営いただくことを考えておりますが、運営形態としては一つの事業所に固定しての運営を基本として考えているところであり、週替わりや月替わりなど複数の事業者が交代で運営することも考えており、それぞれメリット、デメリットがありますので、今後事業者からのニーズや管理運営主体となる砂川商工会議所や砂川観光協会の意見もお聞きしながら決めていきたいと考えております。また、カフェに併設してスイーツなどの販売を可能とする運用を考えており、そのほかフリースペースや広場を活用し、飲食に係る臨時的な出店希望があった場合についても対応をしてみたいと考えております。

次に、施設の開閉館時間と使用料についてであります。現在管理運営主体となる砂川商工会議所、砂川観光協会と施設の管理について協議を進めているところであり、現状の両団体の業務時間は砂川商工会議所は平日午前8時30分から午後5時までの勤務で、土曜日、日曜日、祝日は閉所となっており、砂川観光協会は平日は午前8時30分から午後5時まで、土曜日は午前9時から午後4時まで、日曜日及び祝日は休館となっているところであり、今後現状の勤務時間も踏まえ、詳細な内容を協議してまいります。新たな施設におきましては通勤前後の方の利用やJR等の待ち時間での利用、学生の放課後の交流や勉強での利用も想定しており、またパブリックコメントにおいても仕事が終わってからも利用できる開閉時間を設定してほしいという意見もありましたので、そのような意見を考慮した時間設定をしていきたいと考えております。また、開館日につきましては、当該施設は市民の居場所となる施設であり、観光機能を持つ施設でもありますので、毎日開館する方向で考えておりますが、勤務体制等の課題もありますので、施設の設置目的等

を考慮した中で今後詳細な内容について協議、決定していきたいと考えております。

使用料につきましては、カフェスペース、多目的室のほか、フリースペースや広場の占有等の利用許可に伴う使用が考えられるところであります。その使用料につきましては、商工会議所や観光協会へ賃貸借する水準や近隣の公民館や地域交流センターの使用料を考慮して設定することも重要であります。より多くの方に使っていただきたいと考えておりますので、なるべく利用しやすく分かりやすい料金体系を設定していきたいと考えております。

次に、（５）施設に付随する駐車場は自由使用になるのかについてであります。施設の駐車場につきましては、基本的には施設利用者の駐車場として無料とする予定であり、また平常時においては敷地に余裕があることが見込まれることから、その余裕分のスペースに限って、昨年度まで行っていた近隣商店や事業所等への駐車場の賃貸を行うことを検討しているところであります。

次に、実施設計に関する中間報告はあるのかについてであります。実施設計の委託期間としては令和５年３月１５日までとなっております。完成後は概要版を公表してまいります。議会に対しましてはおおむね実施設計書の内容が固まる年明け１月までにはお示ししたいと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員の再質問は休憩後に行います。

１０分間休憩いたします。

休憩 午前１０時５６分

再開 午前１１時０６分

○副議長 増山裕司君 議長を交代いたしました。休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、随時質問をしていきたいと思っているのですが、まず砂川市の農業の関係でお伺いをいたしました。私は１４年前、同じように農業の関係で農家人口の関係、高齢化の話をお伺いしてきたのですが、今の部長のお話でいくと、これは平成１２年が一番最初のお話でしたか、そこから比べると農家戸数も半分近く、それから農業人口も半分近く、また併せて年齢構成の関係でいくと私が質問した１４年前に比べるとさらに高齢の方で農作業をされている方が非常に多くなっているのだと実感しているのですが、そもそもそのときも何をお伺いしたかという、だんだん農家が減っていった、高齢化が進んでいくことによって耕作できない農地が増えていくのではないかという心配の下でお伺いをしたわけです。今のところ耕作放棄地と言われるものはないというお話がありました。

それはそれで今の現状としてはよいということになっていくわけなのですが、私が４点目で聞いた水田活用の直接支払交付金は今全国的に話題になっているところです。特に北海道は転作率が非常に高いというところで、大きな問題というか、今後農家にとつ

ては大変な状況だということは、これは北海道もしっかりと把握しているようですので、多分このままで済むことではないだろうと、農家の皆さんも一致団結して何とかしていくということになっていくだろうとは思うのですけれども、特に私が今回気になったのは3点目、これから合同会社すながわを抜かしてTOHOと言わせてもらいますけれども、こちらは私はまず最初は市長のブログを見たのです。去年の段階で市長のブログの中に、農業委員会の方々が来られて意見書を出された。その意見書の一つとしてTOHOが解散するというのがある、これはと思ったのです。それで、今度は農業委員会の意見書を市のホームページから引っ張り出してみると、これは大変なことになりそうだ。というのは、今まで耕作放棄地の関係、あるいは総合計画等のいろいろな質疑応答の中でも、高齢化、あるいは農家人口の減少、だんだん耕作放棄地が増えるのではないかという心配は、私ばかりでなく他の議員の方々もいろいろ質問をされていました。そのたびに何が出てくるかという、TOHOがあるので、大丈夫だというお話を私は聞いてきたのです。でも、高齢で農作業ができなくなったところをTOHOが引き受けて代わりに耕作をするとか、そういう意味で言われてきたことが多かったものですから、そのTOHO自体が今年で解散することになったら一体どうなってしまうのだろうかという心配です。このところというのはまずは確実なことなのか、今年急に言われたことなのか、そこをまずお伺いします。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 合同会社TOHOの件でございますが、当該団体からは数年前から、だんだんメンバーが減ってきている、または高齢化しているということで作業がだんだん困難になっているとお伺いをしていたところでございますが、今年の作業をもってということは昨年お伺いをしたところでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 TOHOが解散するのは確実だということなのですね。前から少しずつはそういう話は聞いていたのだけれども、残念ながらそこに向かっての対応は、先ほどの対策をお伺いすると今もって各団体、機関が集まって検討を進めるということだと先ほどの答弁ではあったのですけれども、そんな現状なのですか。もう少し詳しく、どういう対策を話し合われているのかをお伺いしたいのですけれども。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 4点目の水田の活用の直接支払交付金とも関係ございますが、今こういった問題、また今後5年間で水田に戻さない場合には対象の水田から除外するという含めて大きな問題ということで市では認識してございます。国の方針が去年の12月に示されて、道からも、3月だと思いますが、通知が来まして、道としても対応するというので、それについては各自治体でも現状を把握するよという通知が来ますので、TOHOのお話といたしますか、影響、これまでTOHOが担ってきた耕作地をどのようにするのか、また水田活用の部分の対応についても現状の把握というところでは

市も動き始めて、各農家さんの現状や農地の今後の意向等を今確認をしている最中がございます。この件については、市が単独で解決できるような問題ではございませんので、もちろん当事者の農家の皆様やJA、また農業委員会と連携しながら、現在は実態の把握に努めているということでございますが、今後はどのような対策が取れるのかというところで具体的な方策について検討してまいりたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それにしても、私が以前質問したときに、TOHOが委託なり、いろいろほかに代わってやってくれている面積というのが全体の約20%を超えるようなお話を聞いていたのです。20%は相当な数ですから、ある程度前から年齢もいつてきてしまったしとTOHO側から言われていて、だけれども来年になったらもうやらないということが分かっているわけですね。耕作面積の20%を今まで引き受けていたところがもうできませんという状況になったときに、みんなで今話し合っていますと、これで大丈夫なのかと。私は農家でも何でもないのでけれども、普通に考えてもえらいことが起こっているのではないのと。全国的に言えば、先ほどの4点目の水田活用の直接支払交付金のことですら農家がひっくり返るような大変なことだとなっているわけですけれども、それどころか、砂川市の場合はダブルパンチで今農家の方々は大変な状況になっていると思うのですが、市も関係機関の皆さんも危機感をしっかり持っていらっしゃるのかというのが心配になるのですけれども、具体的な来年度以降のTOHOができないところの方策というのは何かもう考えていらっしゃるのかどうか、今のところは話合いの段階なのか、ここはお伺いしたいと思うのですけれども。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 来年度以降ということでございますが、地域の現状というところをお伺いしている中では、全てではないですけれども、地域でこれまでTOHOにお願いをしていた農地について対応していこうという地域もあるということでお伺いしております。これが全てということであれば問題解決するわけなのですけれども、そういったところはまだ少数だということでございます。繰り返しのご答弁になると思いますけれども、現時点では実態を把握して、それぞれ農家さんの意向を確認している状況でございます。関係機関等とも動きが鈍いというお話でございますが、できる限り解散に伴う影響を最小限に抑えられるように今後努めてまいりたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 動きが鈍いなんて、そんな失礼な言い方を私はしなかったはずなのですが、TOHOが今までやってこられた委託を受けたりなんかされてきたところというのは6か7の地域にそれぞれ分かれているようなのですけれども、地域全体にまたがったものなのかどうかお伺いします。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 TOHOは今どの地域でどの面積を受けているという手元の資料がございませんで、はっきりとしたことはお答えできないのですけれども、先ほどお話をしたとおり、約20%の農地を受託しているということでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私が今聞いたのは、TOHOが引き受けてきていたのは市内の6つか7つの地域があるはずなのですけれども、それぞれにばらばらに散らばっているのか、例えばこの地域だけを引き受けているということなのか、市内全域を引き受けていらっしゃるのか、そこをお伺いしたかったのです。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 市内全域でございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 市内全域で引き受けております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市内全域ということになると、どこかの地域だけということであればまだ対応の仕方があるのかと思うのですけれども、農業委員会の資料を見ますと、先ほど言った6か7地域それぞれで面積も違うし、あるいは構成の人たちも違うし、70歳以上でもまだ作業をされている方々の比率も大分ばらばらに違っているように思うのです。若い方々がいれば、もしかしたらその地域ではTOHOがやれなくなったところを代わりに地域全体としてやるという可能性もあるかもしれないけれども、そうではないところは相当厳しくなるのだらうと思うわけですが、その辺の地域との話合いは少しは話としては進んでいるのかどうかをお伺いします。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 先ほどのご答弁でもお答えしたとおり、地域によっては集落で対応していくというお話を伺っております。地域に出て、それぞれの農家さんの実態や今後の対応策についてお伺いをしていく中で、それぞれの地域で対応していただけるようなところの部分についても把握に努めているところでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 地域でばらつきがあるというお話で、ただ地域でその代わりをやっていこうという地域もあるという今のお話だったのですけれども、私もそれなりにお話を聞くと、地域が肩代わりをしていくとしても、とにかくお金がかかる場合がありますよね。だけれども、それはどんな事業でも同じだと思うのです。今までやっていたところが急になくなって、その代わりに自分たちが何かをやらなければならないとなったときに、ただ労力だけでは、特に今の農業は多分そうだと思うので、自分の持っている機械でやり切れるかといったら、そうではなくて、新しい機械を買ったり、あるいはそのための倉庫を造っ

てみたりとかと、いろいろなお金がかかるということにはなると思うのです。例えば地域で何とか早くそういう対応策をやって、みんなで協力してやりたいのだといったところに向けての財源的な支援みたいなことは、砂川市としては今準備というか、そうなったときにはこういうメニューはないかとかというぐらひは私は考えていらっしやるのではないかと思います。その辺はどうなのでしょう、具体的にお話をいただければと思います。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 市の経済的な支援ということでございます。農業に対しましては、市の単独の支援、補助というところもございしますが、先ほどもお話をしたとおり、今は現状と今後の対応策についてそれぞれお伺いをしているところであります。それと並行してJAさんですとか農業委員会の中でも検討して、市ができる部分についてはもちろん対応してまいりますし、連携した中でどのようなの方策が取れるのかは今後検討してまいります。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 素人ながら農業のことで少し勉強したのですけれども、今砂川市が集落が例えば協力して農地を守っていかうとか、みんなでいろいろなことを協力してやるという形での補助金は砂川市では中山間地域等直接支払制度と、それから多面的機能支払交付金というのをを出していますよね。道が4分の3で市が4分の1を出しているということなのですけれども、以前にどこかの委員会で私は質疑をしたことがあるのですが、これは国としてはこの制度を同時に取り組むことは可能となっているのです。ところが、砂川市の場合はそうではないはずで。ここら辺の確認をお願いできますか。

○副議長 増山裕司君 暫時休憩とします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時29分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を開きます。

経済部長。

○経済部長 中村一久君 中山間と、また多面的機能直接支払交付金ということでございますが、これは両方国の制度でございまして、現在砂川市ではそれぞれの制度でこの制度を活用しておりますが、地域間で重複しているところはございません。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 そう答えてもらえると次の私の質問に行けるのですけれども、重複していないのです。でも、国としては重複してもいいという制度なのです。つまり何を言いたいかといたら、一つの農地を守るためにこの制度もあって、この制度もある。もちろん中山間地、これを適用されない地域もありますよ、砂川の地域でも。でも、もしも今部長がおっしゃったように実はやる気のあるところもあるのだと、積極的に何か考えていると

いうところがあるのだとすれば、まずそこをモデル的に適用して、この部分をダブルで使えるのなら交付金が増えるわけですから、それによってさらに進んでいけるかもしれないわけではないですか。でも、砂川の場合は全地域を平等化しようとする人が多いのです。ほかの地域でできないから、ここを先にやろうと思っても、ちょっと待ってくださいという話なのです。そんなことも言っているような状況ではないと思うものですから、今せっかくある砂川市の、しかも国もいいと認められているこういう制度を上手にを使って、やる気のある地域がもしあるならば、早くそこに対して対応するという話をすればもっと進んでいける可能性があるとは私は思っているのですけれども、この点についてお伺いをいたします。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 議員さんおっしゃるとおり、両制度で重複することは可能ということでございます。現場では、先ほどのTOHOであったり水田活用であったり、そういった課題に対しての対応策について検討している最中ではございまして、議員さんおっしゃられたとおり、今こういった制度を有効に活用して、より農業経営が安定するような方策というのは現場でも考えてございます。どのような結果といいますか、ことになるというのはこれから現場と、また農家の皆様とのお話合いになろうかと思っておりますので、その部分は今現在この段階でということは具体的にはお話しできませんけれども、そういったことも考えながら農業の経営の安定、健全化に努めてまいりたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私は、この質問をしようと思って、豊沼から富平から車で回ってみました。砂川市は南北に細長いまちなのですけれども、その周辺はすごく豊かで美しい田園に囲まれているのです。その真ん中に市街地があります。私たちの生活、営みがあるのです。今のままでいくと、その美しくて豊かな田園風景が崩れていくかもしれないと私は今心配します。農政課も中心になって、関係機関の皆さん方も協力して、できればこの美しい田園風景をしっかりと将来まで残していったほしいと思っています。時間がない中だと思うのですけれども、頑張っていたきたいと思っております。

次の2点目の駅前地区の整備についてしていきますけれども、実施設計に向けての変更点、残念ながらパブリックコメントでの変更はなかったということなのですけれども、結構いい意見があったとは思っているのですけれども、パブリックコメントに関しての変更はないということは何のためにパブリックコメントをやったのかという気もしないでもないのですけれども、そこは原課の考え方なので、仕方がないと思うのですが、バリアフリーもこの前市長にもお伺いして、市長もそうだというお話もあったので、きっとこれは何とか直ってくるのかとは思っているのですけれども、いずれにしても図面を見てみないことにはどうにもならないので、それはそれでいいでしょう。

あと、どのような団体と利活用を話し合ってきたのかというお話をお伺いしたので

すけれども、商工会議所だとか観光協会だとか、あるいは青年会議所だとか商店街だとか、ほかにないのかと私は思うのです。商工会議所、観光協会はこれから管理を担うところだから、話し合うのは当然なのですけれども、市長も以前から市内にはいろいろな団体があるのだというお話をしていっぱいしますよね。私は、いろいろな団体の方々に、もっと積極的にこの施設を使うのはどういうことができるだろうと、皆さん方の団体でどんな使い方ができるだろうと、今のこの段階だから聞いて回るべきだと思っているのです。それをされていませんよね、全然。これは、今しかできないことなのです。話を聞いていけば、この団体はこのときこれで使ってもらえるということが分かるはずなのです。ゆうの場合はとっくに昔の時期です。運営団体みたいなものがこれからつくられないとまずいと思うので、少しでも興味を示した団体があったら、その中にすぐ入ってもらおうことです。そうやって取り込んでいくのですよ、その団体、団体を。もちろん青年会議所の皆さんは積極的だし、一生懸命やってくれているのだけれども、365日この施設を運営させていくためには、幾ら頑張っても審議監がお話しになった団体だけではなかなか大変だと思います。みんな仕事をしながらですから。だからこそ、今幾つもあるほかの団体、何で聞いて回らないのだろうと私は思うのです。

市民と協力しながら役所がやっていくってまさにそういうことだと私は思っているのですけれども、市長に1つうれしい報告があって、この前社会福祉協議会に行ったのです。そうしたら、高齢者名簿、4情報の名簿を町内会長が交換に行く時期なのです。私は前も言ったと思うのですけれども、何でそのときに町内会長と話をし、変わったことはないのと。ところが、この前行ったのです。そうしたら、小黑さん、ちょっと時間ありませんか、20分か30分。20分か30分、長いねみたいな話だったのですけれども、これから市の担当が来て、町内会長さんとお話をする時間があるかどうかということなのです。担当が来ました。担当が来て、いろいろ話をしました。何の話をしたかといえば、今の町内会で高齢者の皆さんの状況は一体どうですか、これからどうやって市とうまく話合いがしていけるのでしょうかという話をしたのです。これは、すごくいいことを早速始めてくれたと私は思いました。現在、その担当、原課と20か所ぐらいの町内会長さんが話をしたいです。しかも、中には1時間もいろいろ話し込んで、いろいろな町内会の話、高齢者の話をされたそうです。

私は、これはすごくいい話だと思って今紹介するのですけれども、審議監、こういうことでどんどん積極的に市民の皆さんの協力を仰ぐような動き方をぜひしてほしいのです。そうになったら、僕は先ほどの町内会の立場で原課の職員と話をしたときに、この人から何か言われたら手伝わなければならないと思いました。それは、市民と市役所が協力し合っでやっていけることだと私は思っているのです。それをぜひやってほしいと思います。そのことについてはどうですか、もっとほかにも回っているのではないかと市長がそちらに向かってお話をされたようなのですけれども、いかがですか。

○副議長 増山裕司君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 ただいま回っています団体は、先ほどご答弁を申し上げましたとおり、この施設に重要な機能というのはカフェスペースであるとは考えております。ここでいろいろな利活用の仕方はあると思いますけれども、市民の方に多く使っていただきたい。そして、要望が多かった例えば買物帰りだとか、何か打合せするスペースが簡単にできればいいということでありましたので、そこはカフェスペースを充実させて、フリースペースを活用した利用の仕方をしていただきたいと思います。ですから、まず砂川市には菓子店だとか魅力の多い飲食店がありますので、ここを回っていたわけでございます。

あと、これからほかの団体ということでございますけれども、これにつきましては今洗い出しをしております、ここは商業振興の施設ということですから、先ほど団体名を申し上げましたが、ここを回っていく中で、またさらには利用していただく団体の掘り起こし作業というのは当然必要だと思っておりますので、今後はそれに取り組んでいきたいと思っております。

○副議長 増山裕司君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の答弁でも私は多少話をしたと思うのですが、小黒さんが言われるとおり、私は全部の団体がある程度網羅しながら、365日、土日がメインになるのでしょうか、平日においてもそこを網羅していくということはある程度の団体に声をかけながら、それが合致する目的であれば、例えば中には秘密事項とか、人に見られてはいけない団体があって、それはゆうの分からない部屋でやったりするので、そういうところを除いたところについてはある程度話合いの場を持ちながら、利活用の方法があるかどうかを探っていくと、全て土日以外のところも何とかするとするとある程度多くの団体に何かをしてもらうことによって人が集まってくるというのがございますので、その声かけは今優先しているのはカフェだとか、そういうところの団体を恐らく重点的に回っているので、そのところがある程度固まると、ほかの団体の利活用してくれそうないろいろなボランティア団体も含めて、あそこで外でいろいろなことをやることによって人が集まってくるというのは私も前にたしかここで言っているはずなのです。そういうところにも声かけする必要はありますし、きちんとやるように言っておりますので、今のところは商店街だとかカフェをやるところを探したりとか、そちらを重点的にやっていますけれども、まだ時間はございます。小黒議員の言われるとおり、いろいろな団体に当たりながら、どういう団体にどんな使われ方をすることによってあそこに活性化をもたらすことができるかということは検証していくようにしていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長の言うことは理解しているのです。ですから、今言っているのです。

だけれども、伝わっていないのです。もっとしっかり伝えるようにしたほうがいいのではないですか。市長がしっかり伝えたものは、先ほど例として出したようにきちんとやっているところもありますから。でもこれはこれから大事なところです。審議監は先ほどこの施設は商業振興の施設だとおっしゃったのだけれども、本当にそうなのですか。人が集まってこそ商店街に流れたりなんかするということにつながっていく施設でしょう。多目的ホールと商工会議所と観光協会がいたからといって商業振興につながる施設ではないでしょう。みんなが集まってくるから、そこから商店街に行ったり買物をしたりということになっていくのではないかと私はずっと思っていたのですけれども、どうやら違うような雰囲気もあって、大丈夫なのですか、このまま進んでいってしまつて。市長の思いは通じていかない。お金はかかる。当然維持費もかかるし、市長、何か答弁があるのですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

では、これでやめて、どうぞ。

○副議長 増山裕司君 市長。

○市長 善岡雅文君 黒議員も言っていたのですけれども、ゆうと同じものを造ってどうするのだと。黒議員が言われているのです。私は、最初からあそこは失われていく商店街を何とか維持するために、または飲食業をもたすための施設という位置づけにしていますから、それは間違っていないです。それは生きています。その根本のところを忘れると、公民館なりゆうと同じになってしまう。違うのです。料金体系もどうするか、まだ詰めないとならないのですけれども、商店街が自分らを活性化するための事業については、あそこは私は無料でもいいと思っています。ただ、貸し館をやるのだったら多少の有料は必要かもしれないけれども、あそこはあくまでも商店街をいかに活性化する。飲食業をどうするか。ですから、違うコーヒー屋を市外から呼んできて、あそこに入れて、確かにおいしいから人は集まるかもしれないけれども、それはコーヒー屋を圧迫することになるから、私はそんなのはしないと。市内でやってくれる人を募集して、来てもらって、そこを交互でやったり、いろいろな人が関わりながら商店街の活性化。

ですから、商店街が自分も店を宣伝するのにあそこを借りたいと、日中は仕事をしているからやれないけれども、夜の6時から、閉めた後あそこで市民を集めて、前にもお話をしたけれども、例えば洋品店だったら高齢者専門の洋品店の人もいますし、40代、50代の人もいますけれども、そういう人たちをターゲットにしながら、今年の流行色だとか、いろいろな講座をすることによってある程度お客との接点を持つとか、そういうことをやったりとかの事業は、カフェのところの夜の部分で考えたり、ですから幅広く。そこだけかと言われると、前にも言いましたけれども、SUBACOで地域おこし協力隊の人が夜の大人のハロウィーンをやってくれたり、いろいろなことをやっています。SUBACOがやってきたような事業をもう少し多くの人を巻き込みながらあその活性化を図ろうというのがありますから、いろいろな団体が使うこと自体についてはある程度よしとしてい

ます。でも、本当の目的、忘れてはいけないのは飲食業なり、そういうところの宣伝も兼ねながら、そういうところにお客を誘導できるような施設でなければならない。それが中心市街地活性化基本計画の究極の目的であって、それが果たせなかったものを私はあそこでやろうとしている。

ですから、料金体系も難しいのは、まだ決めていないのに私が勝手に話すのもおかしいのですけれども、例えば地域の商店街なり、それを活性化するためにやる事業について料金を取るのかといったら、私はそうではないと。維持管理だけを求めてやる施設ではなくて、ある程度まちのにぎわいをもたらすようなものについては商店街なり飲食業がそこを借りてやるというときには料金の在り方はまた別なものになるのだろうと。ただ、貸し館で使う団体もあるかもしれない。そういうのは別料金、普通のほかの施設と同じように整合性を取るような料金体系にしてもいいのではないか。それ以外は、活性化してくれるのなら、広場は自由使用でいいですから、別に料金を取ろうと思わない。高校生が来てダンスの披露をしたいから、日曜日の何時頃借りていいですかと言ったら、使っていなければ自由にお使いくださいと。そうしたら、通りがかりの人がそれを見たり、若い人が来て、集まって見てくれたりする。そういうことを想定しながら、まちの活性化とともに商業、飲食業の人たちがどうそこから頑張ってやっていけるか。厳しい時代であるけれども、ある程度後継者ができるようなまちにしていかないと、人口減少になってくると大手は撤退していくと。最後の頼りは商店街に頼らざるを得ないから、最低限の商店街をいかに残そうかというところが私がやろうとした目的ですから、その辺は最初にも結構私は言ったつもりなのですけれども、ただし利害をもたらす分野ではいろいろな団体の人がここを使っているいろいろな活動をするによって、何をやっているのだろうと。それは、人を集めたり、ボランティアの会員を募集したり、例えばひまわりの会がいろいろな人に啓蒙活動をしたいときはあそこを自由に使ってくれれば、来た人がこういう団体もやっているのだと、介護で悩んでいる人たちがその会に相談に行けるような、そういう自由に使える場所。

前のS u B A C oがやろうとしたことなのです。前のS u B A C oはなぜ成功しないか。失敗はしていないのです。場所が狭過ぎただけ。入り口が1つで、入れないと。コーヒーを飲もうにも飲むような場所もない。あれを広くして、自由にコーヒーを飲んだり遊んだり、そこにいろいろな団体が絡んできて、例えば砂川プラススタイルが土日に演奏をしていけば、来た人たちは、やっているね、聞いていこうかと、そこだけで人の流れができる。そういうことを想定しているので、審議監が間違っているわけではなくて、正しいのです。ただ、私はもっと幅広く、平日も含めて何とかしようとするれば、いろいろな団体の人に使ってもらう。広場はただですから、ただ中を使うときに用途に応じて今検討しないとならないのは料金体系をどうするか。自分たちの商店街を活性化するのにあそこでせっかく夜の事業をやってくれるときに金を取る、それはおかしいだろうと、そういう施設のイメージ。少し私言い過ぎましたけれども、先にこれから論議するやつを勝手に話をしてしまい

ますけれども、私はそういうイメージをしていて、そういう形でやってくれという指示をしています。私の指示が下手なのか、伝わっていないのではなくて、どうも小黒さんが質問すると緊張してかたくなになる傾向がうちの部課長にはあるみたいですが、そういうことで理解していただければ、ある程度私の思いは分かっていたらと思うのですけれども、以上でございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 あまり僕のイメージ悪くなるようなことを公で話さないでください。何にもそんな厳しいことを言っていないではないですか。市長が管理人さんをやるのならいいです。誰が判断するのですか、今の市長の思いを。ただにする人とただではない人、お金を取る人と。これは市の施設だから、条例でも使用料をうたって、指定管理者に任せるような形にしなければならないわけでしょう。市長が思いで話されるのはいいのだけれども、現実的にやったときに、市長の立場でなければだめだ。市長の立場なら、あなたはただでいい、こっちの人は違うから、気に入らないから金を取るとは言わないだろうけれども、そんな形で市長の思いはいいのだけれども、現実的に詰めていく審議監はかわいそうです。

今はその話をしたかったわけではないのですけれども、開閉時間の問題もまだ決まっていないわけではないですか。商工会議所は8時半から5時、観光協会が8時半から5時、日曜日休み、祭日休み、そんな観光協会があつていいのかという話はありませんかということですが、それを今何でこうやって言わなければならない。このままでこの施設がいくのだったら、ばかみみたいな話でしょう。役所みたいな施設がどこにまちなかに必要なのですかということなのだから、それ以外に動いている、開いていなければならないのは当たり前のお話ですよ。

先ほど市長が言ったように、ここで何か楽しいことがあった。本当だったら市の職員でも病院の職員でも、会社が終わってビール一杯でもちょっとひっかけて、そのまま夜の街へ行ってくれたりするようなものがあればもっといいといえいいのです。でも、そんなことは何にもない、この施設は。いわたさんとの間に道路をきちんと通わせておいて、横丁っぽく造ればいいのですよ、本当は。そのまま今度は夜の街へ流れてくれるのです。でも、そんなのも全くない形でやろうとしているのです。あと誰が使うのかといったら、先ほど言った団体に使ってもらうしかないだろうといふので言っても、市長は言っているのだけれどもと言ふけれども、実際動いていらないし、どうするのだろうと正直思うのです。

駐車場のことなのですが、駐車場のことは次の沢田議員さんが質問されるので、あまり聞かないのですけれども、1つだけ聞きたいのは、駐車場を賃貸するかもしれないという話が今あったのですけれども、賃貸するのですか。これはまさに民業圧迫になるのではないかと私は心配になるのですけれども、最近この辺はしっかり整備して、それぞれで賃貸

の駐車場を造られている方たちが結構いますよね、役所周辺、病院周辺。そこに市がこの駐車場をそういう意味合いで造るとしたら、まさに民業圧迫することになるのではないのですか。そういうことを平気で市は考えているのですか、お伺いします。

○副議長 増山裕司君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 ただいまの賃貸というわけでございますけれども、これは近くのお店だとか事業所の方、お客様駐車場として賃貸しているわけでございます。今まで3月までですか、貸していたのが大体6台ぐらい。当初は20台ぐらいあったのですけれども、先ほど小黒議員がおっしゃったとおり、周りにも駐車場ができましたから、減ってきました。ただ、今は工事をするので止められないのですけれども、この場所を貸してほしいというニーズはございますので、それは商工振興の観点からも、周りの駐車場の料金とかも考慮しながら、賃貸は継続していきたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 やるのは勝手ですけれども、民業圧迫だけはしないほうがいいと思います。

最後にします。もう時間ないのですか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

終わります。

○副議長 増山裕司君 午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて一般質問を続けます。

武田真議員。

○武田 真議員 （登壇） それでは、通告に基づきまして私からは大きく2点について伺います。

大きな1、投票環境の向上策等についてであります。選挙権の行使方法は、投票所での投票のほかに期日前投票制度や不在者投票制度があります。市内において不在者投票ができる病院、老人ホーム等の指定施設としては市立病院等がありますが、指定されていない施設が市内にも複数存在しています。近く第26回参議院議員通常選挙が執行されますが、施設入所者の投票機会の確保は重要な課題であると考えます。また、高齢者、障がい者等に配慮した投票所の整備については、かねてより市民等から要望があったところです。そこで、次により伺います。

（1）指定施設における不在者投票について。

①市内の指定施設の状況について。

②指定施設の基準について。

③指定施設の拡充の考えについて。

(2) 高齢者、障害者等に配慮した投票所整備の進捗状況について。

大きな2点目として、自治体法務についてであります。近年、多様化、複雑化する住民ニーズに対応して、自治体における行政需要は拡大、高度化の一途をたどっています。これに伴い、行政活動は様々な場面で行政法以外の法分野を含め、幅広い視点からの法的検討を踏まえた適正、公正、透明な処理が求められてきています。また、コンプライアンスが自治体においても高いレベルで求められるようになってきており、あらゆる争訟に耐え得る配慮が必要となっています。以上のことは、砂川市においても市の行政活動について争訟にまで発展した複数の事例からも明らかです。さらに、各地で問題となっている自治体に対する不当要求行為等に対する法的対応も重要な課題です。

このような背景の下、地域の実情に応じた政策の実現と課題の解決を図るためには、既存の法令との整合性を重視する従来型の法務から立法、法執行、争訟等の各場面で法をより能動的に活用していくいわゆる政策法務への転換が重要であり、そのためには各分野の法的課題を理解、発見し、それらを適切に予防、解決できる高い法務能力を備えた人材の育成、確保等が急務になっていると考えます。そこで、次により伺います。

(1) 市の法務の現状等について。

(2) コンプライアンスの取組状況等について。

(3) 不当要求行為等に対する取組状況等について。

(4) 法務人材の育成等について。

以上、第1回目の質問といたします。

○副議長 増山裕司君 選挙管理委員会事務局長、総務部長。

○選挙管理委員会事務局長・総務部長 井上 守君 初めに、大きな1、投票環境の向上策についてご答弁申し上げます。

(1) 指定施設における不在者投票につきましては、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設、または法令で定められている施設に入院、入所中であればその施設において不在者投票ができるという制度であります。

①の市内の指定施設の状況についてであります。現在砂川市立病院、砂川慈恵会病院、老人保健施設みやかわ、特別養護老人ホーム福寿園、地域密着型特別養護老人ホーム福寿園、ケアハウスびんねしり、介護付有料老人ホームねんりん館の計7施設が北海道選挙管理委員会による指定を受けている状況であります。

次に、②の指定施設の基準についてであります。公職選挙法施行令第55条第2項により、不在者投票を行うことができる施設として都道府県選挙管理委員会が指定できる病院等は、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設もしくは保護施設と規定され、それぞれの施設の定義について示されております。さらに、北海道選挙管理委員会における指定基準として、北海道選挙執行規程第16条により、患者収容施

設が30人以上の規模を有する病院、収容定員が30人以上の規模を有する老人ホーム、収容定員がおおむね50人以上の規模を有する身体障害者支援施設、収容定員がおおむね50人以上の規模を有する保護施設と指定されております。

次に、③の指定施設の拡充の考えについてであります。指定施設の指定手続につきましては施設が公職選挙法施行令や北海道選挙執行規程で規定されている基準を満たしており、さらに当該施設が不在者投票施設の指定を希望する場合、市町村選挙管理委員会の報告等により北海道選挙管理委員会が審査、指定をするという流れになっておりますので、この要件を満たす施設があれば当選挙管理委員会におきましても積極的に手続を進めたいと考えております。

続きまして、(2)高齢者、障がい者等に配慮した投票所整備の進捗状況についてであります。当選挙管理委員会におきましては従来より高齢者や障害者の方々が投票しやすい環境をつくるため、投票所に車椅子や仮設スロープ、車椅子対応の投票記載台など、設備や備品を準備するほか、人的介助が必要となる場合にすぐに事務従事者が対応できるような体制づくり、投票用紙に自署ができない方には代理投票が可能であることを周知するなど、投票環境の改善に努めているところであります。

近年、靴の脱ぎ履きが大変なので、土足で投票できるようにしてほしいという高齢者、障がい者の声が届くようになったことから、市内全18投票所のうち、現在土足で投票が可能なのは市役所、北地区コミュニティセンター、南地区コミュニティセンターの3投票所ですが、他の施設についても順次施設の構造や地域の実情、有権者数などを考慮しながら、土足化できるか検討を進めており、施設管理者との協議を行った結果、7月に執行される第26回参議院議員通常選挙においてはこれまでの3投票所に加え、新たに東地区コミュニティセンター、宮川集会所の2投票所で土足化が可能となったため、現在準備を進めているものであります。東地区コミュニティセンターについては、土足化されていないコミュニティセンターのうち最も投票者数が多い投票所で、こちらは6月1日現在823人であること、宮川集会所については1,000人を超える、こちら6月1日現在1,276人の有権者を抱える大規模な投票所であるとともに、土足化を希望する地域の声が多数寄せられていたことを踏まえ、今回先行して土足化を実施しようとするもので、両投票所ともゴムマットを敷き詰めることにより投票日のみ臨時的に対応することを予定しております。このほか、有権者数の多い投票所としては小中学校等の教育施設がありますが、これらは投票所として借用している面積が大きいこと、投票期日の翌日までには確実に原状回復を終えなければならないことなど、土足化の実現には多くの課題があり、この解決に向けて引き続き検討を進めてまいります。なお、靴の脱ぎ履きが必要な投票所においては、これまで同様、玄関付近に椅子や車椅子を配置するなど、現時点ででき得る対応をするとともに、全投票所において手助けの必要な高齢者や障がい者の方々には事務従事者がすぐに援助できるような体制を整え、その周知を図るなど、引き続き投票環境の向

上に努めてまいります。

続きまして、大きな2、自治体法務について、(1)市の法務の現状等についてご答弁申し上げます。近年、地域固有の課題の解決や政策の推進を図るためにいかに条例等を活用できるかが分権時代における自治体経営の課題となっており、これまで以上に職員一人一人が法令等を意識した行政事務の執行に心がけるとともに、多様化、複雑化する行政課題や行政需要に対して迅速かつ適切な対応が求められてきております。本市における法務につきましても、平成6年度より総務課に法制係を設置し、この間各所管課による政策形成及び政策立案のための制定、改正等を行う例規の審査、法的解釈の助言等を主に行っているところであります。また、職務上生じる法律の諸問題に対応する法律相談体制を確立するため、平成19年度より顧問弁護士委託契約を締結し、幅広い視点から専門的な法的検討が必要なケースについてはその都度顧問弁護士の助言及び指導を受けながら対応を図っているところであります。

次に、(2)コンプライアンスの取組状況についてご答弁申し上げます。人口減少、高齢社会の進行など社会経済情勢が大きく変化する中で、市政運営を着実に進めていくためには職員に対する市民からの信頼が不可欠であることから、組織としてコンプライアンスの取組を進めていく必要があります。職員は、法令遵守はもちろんのこと、組織のルールや社会常識、道徳、マナーなどにのっとりた公務員として高い倫理観を持ち、社会的責任を自覚した行動が求められていることから、入庁時の事前研修をはじめ、入庁後においても勤続年数や役職により地方公務員法を中心にコンプライアンスに係る内容を含めた職員研修を実施し、職員の意識向上に努めているところであります。

次に、(3)不当要求行為等に対する取組状況についてご答弁申し上げます。本市においては、平成16年に砂川市不当要求行為等対策規程を制定し、砂川市の事務事業に関わる不当な要求行為、または職員に対する暴力的行為に対し、本規程に規定する対策委員会において対応等を協議検討するなど、組織的な取組を行うことにより、不当要求行為等に適切に対処し、事務事業の円滑かつ適切な執行と職員の安全確保に努めることとしております。近年各地において自治体に対する不当要求行為等に対する対応が課題となっている状況を踏まえ、本市においても不当要求に発展させない初期対応の徹底、相談ルートとしての顧問弁護士及び警察等との連携強化を図っておりますが、今後においても対策委員会の機能強化を図るとともに、職員に周知徹底を図る取組を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、(4)法務人材の育成等についてご答弁申し上げます。本市の法務人材の育成等につきましても、毎年度職員研修計画を策定し、職場研修として新任係長を対象とした法務実務基礎研修を実施しているほか、職場外の特別研修を行う機関である自治大学校、市町村アカデミー、市町村職員研修センター等が実施する法令実務研修及び近隣自治体との合同研修への参加など、法務人材の育成につながるよう取組を継続しているところであります。

ます。今後においても、法務部署にとどまらず、市全体の法務能力の向上を図ることは重要な課題であることから、充実した法務研修の受講環境を整え、職場外の特別研修へ積極的、計画的に参加するなど、能力向上の機会を多数提供するとともに、組織、体制の在り方等も含め、先進的な自治体の取組も参考にしながら、多様化、複雑化する行政課題に係る法律問題に対して職員が適切に対応できるよう、人材育成に努めてまいりたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質問していこうと思うのですけれども、まず大きな1の指定施設の不在者投票の関係だったのですけれども、市内7施設ということだったのですが、市内にも老人ホーム等幾つか施設があると思うのですけれども、残念ながら規模を満たしているにもかかわらず指定されていない施設があるように見受けられます。また、これは砂川市だけに限らない全道的な部分もあるとは思うのですけれども、全道的にもそうした基準を満たしているにもかかわらず指定されていない施設というのはかなりあるのかと思うのですけれども、まず2点確認したいのは、全道的に砂川市と同様に基準を満たしていない施設というのが結構あるという状況なのか、例えば基準を満たした施設のうち何割ぐらいが指定されているのかという数字の部分を押さえているものがあれば伺いたいのと、砂川市においてはどのぐらいの施設の数があるのかをまず確認したいと思います。

○副議長 増山裕司君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 井上 守君 指定施設の関係です。北海道の対象の施設、まだ申請されていないところも含め総数については把握してございませんけれども、指定されている施設につきましては、病院で711、老人ホームで820、身体障害者施設、保護施設を合わせまして51、1、582施設になってございます。これは、5月26日現在の数字であります。

それから、2点目の砂川市の部分につきましては、先ほど言った病院2施設、老人ホーム5施設でありまして、7施設でございしますが、指定を満たしているけれども、申請されていないという数については実際には把握してございませんけれども、申請があれば申請ができるという規模で考えているのは2施設ほどあると考えています。

○副議長 増山裕司君 武田真議員。

○武田 真議員 基準を満たしているけれども、恐らく様々な事情があると思うのですけれども、市としてはそういった施設がなかなか申請してこないことについてどのような理由で申請してこないのかという分析みたいなのがされているのであれば、お伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 井上 守君 施設の指定でありますけれども、その施設で入所者の方、もしくは入院者の方に選挙をしていただくということになりますと、非常に施

設側にも労力がかかるというのは容易に想像できますけれども、その際に私ども選挙管理委員会としましては、施設をオープンするとき、そのときにも広報といいますか、ご案内を差し上げておりますが、いまだ申請に至っていないという状況でございます。砂川市の施設の場合、まだ体の動くような状況の方が多いように見受けられますので、まずは近くの投票所ですとか市役所の期日前投票ですとか、そういったものに対して、付添いの方といいますか、ヘルパーですとか、そういう方が同行しながら選挙をしているというのが実態だと私どもは考えてございますので、もしそういう方が施設で選挙をしたいと、その中で施設で投票所の環境が満つるのであれば、北海道に申請をしながら決定を見ていきたいと考えてございます。

○副議長 増山裕司君 武田真議員。

○武田 真議員 恐らくは施設側にも誤解があったり、あるいは入所されている方もそういった制度を知らないという場合もあるのかと想像するのですけれども、一方では選挙権というのは憲法上で定められた権利の中でも他の権利に優越した権利だと言われておまして、それは営業の自由に比べても価値がある権利なのかと思うのですけれども、これは当然いろいろな事情があると思うのですけれども、施設入所者、先ほど動ける方もということだったのですけれども、実際車椅子の方が結構多いという状況も最近増えているのかということも感じることもあるので、そこは様々な施設の事情等はあると思うのですけれども、これは国民の大事な権利の行使に関わる部分ですから、施設側に対して一度ご案内をしたという話もあったのですけれども、継続的に働きかけをすべきではないかと私は考えますが、市の選挙管理委員会としてはどのように考えているのか伺いたいと思います。

○副議長 増山裕司君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 井上 守君 議員さんが言われるとおり、不在者投票につきましては、当然病院ですとか老人ホームですとかに入所されている方の投票の機会を確保するということは大変重要な課題であると認識はしてございます。ただ、一方で、市役所の不在者投票ですとか期日前投票のような不正投票の防止ですとか、投票の秘密や何かも確保するような体制がその施設の中で取れるのかどうかということも一方で課題になっているのではないかと考えてございます。ですので、今後施設に対しては事あるごとに、投票の施設ですか、そのあっせんは進めていきたいと思いますが、人員配置もしなければならぬことでもあると思いますので、私どもが思っているほどの効果があるのかどうか。そういったことよりも、その施設から介護者の方と一緒に投票用務に向かっていただくことによって、一種のフレイル予防というのですか、そういう形で外出の機会を確保するですとか、そういう形もあると思いますので、そういったものを含めてぜひ施設でも検討いただくような機会を設けたいと思います。

○副議長 増山裕司君 武田真議員。

○武田 真議員 いずれにせよ、国民の大事な権利の行使に係る部分ですから、引き続き継続的に働きかけをお願いしたいと思います。（１）は終わります。

（２）でありますけれども、これについては昨年私も一般質問をしている。それは、市民から多数要望があったということでありまして、選挙管理委員会にも多数寄せられていたのかと思うのです。そこで次期参議院議員選挙に向けて準備されてきたのかと想像しているのですが、今回追加で２施設ということで、非常に喜ばしいことかと思うのですが、あとは小中学校ですか、原状回復等が大変だということではなかなか難しいというお話もありましたが、差し当たってその２施設追加ということで大変すばらしいことなのですけれども、恐らくこれが継続的に今後も努力されていく部分なのかと思うのですが、今後の見通しといたしますか、まずは予算とか、様々相手方のある話もありますので、交渉等があるわけですから、すぐにはいかないと思うのですが、来年は統一地方選挙もあるわけですから、それに向けて着実にバリアフリー化を進めていくというのが重要な課題なのかと思うのですが、選挙管理委員会としては次期選挙、あるいはさらに次の選挙ということで、恐らくスケジュールを考えて進めているのかと想像しているのですが、この辺は他の１８のうち改善は徐々にしていくと思うのですが、その辺のスケジュールといたしますか、今後の見通し等、今段階であるものがあれば伺いたいと思います。

○副議長 増山裕司君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 井上 守君 投票所の土足化の今後の見込みということでありまして、それと課題ということでございますけれども、先ほどもご答弁申し上げてございますけれども、投票所の土足化につきましては施設の構造がまず１つあります。それから、地域の実情というものもあります。そこに選挙に行かなければならない有権者の数もございまして、まず何よりもお借りしている施設の管理上どうしてもできないという施設が１つありまして、できるのですが、翌日すぐに使わなければならない学校や何かというのは、市の施設ではあるのですが、翌日、月曜日には学校行事で使わなければならない。私ども選挙管理委員会としましては８時までの投票事務作業がありまして、９時から開票作業に行く間の１時間の中で全て撤収、それから開票の準備をしますとになりますとなかなか人員的な配備も容易でないと。大都市でできるというものにつきましては、それぞれの要員配置ができるということもございまして、限られた経費の中でやってございまして、その辺はできるところに関してはまずは管理者と調整しながらやっていきたいと。ただ、申し上げましたとおり、翌日までの撤収、準備作業がありますので、どうしてもできないところは最後まで残ると思っております。

○副議長 増山裕司君 武田真議員。

○武田 真議員 土足が２か所増えたということで、恐らくこれが最後ではないと私は思いますけれども、今後こういった形で土足可能な投票所が増えていくと考えていいのかと思うのですが、その見込みといたしますか、またそれがいつ頃まで大体逐次実現されていく

れについて相談を受けるとか、庁内向けのサービスといいますか、そういったことをやられているというのが、民間企業も含めてそれが法務の仕事の一環としてあるのかと思うのですけれども、現状市の法務の業務の執行状況等から見て基本的に、内部向けの法務サービスとか、紛争処理に当たって一線に出てくるとか、そういった業務の取組はされていないということで理解してよろしいでしょうか。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 平成6年度から総務課に法制係を配置したということでご答弁申し上げましたが、役割につきましては、1回目のご答弁でもありましたけれども、政策形成あるいは政策立案のためのそれに対する制定される条例ですとか、改正する部門の例規の審査、それから法的解釈の助言を主に業務として行っております。それで、ご質問の紛争ですとか、そういったものの同席あるいは問題の相談というものについてをこの業務でやっているのかということでございますけれども、一義的にはもちろんそういう形は担当職員一人では対応しないで複数で対応しておりますし、それぞれのセクションで責任者、管理職がおりますので、その中で対応しております。同時に、19年度に委託しております顧問弁護士がおりますので、年間通して委託料もお支払いしていることもありますけれども、かかる案件があれば第一義的にはそちらに相談をするなりしながら解決の方法に向けて業務を進めてございますので、今いる法制係がその間に入ってこういうのがいいのではないかとかということは今現在はやっていないところであります。

○副議長 増山裕司君 武田真議員。

○武田 真議員 なかなか人数も少ない中で大変なのかというのは想像するのですけれども、先ほど一般質問の冒頭で申し上げたとおり、紛争解決に当たって外部の人材が採用できないという状況でありますから、そうした部分にも耐え得るような形の人材育成、特に役所に至っては民間企業のようにすぐ人を外部から採用するのだということにもいかないということでもありますから、長期的な視点で人を育てる環境にあるわけですから、この辺については現状の様々な状況に対応するためにそうした人材も育成すべき時期に来ているのではないかと私は想像するのですけれども、この辺は市としては今のままでいいのだと、あるいは今後そうした人材も含めて育成していく課題があるのだと認識しているかどうか、その辺の考えについて改めて伺いたいと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 1回目の答弁でも申し上げましたけれども、自治体を取り巻く環境というのは一歩間違えば大きな問題になることもありますが、まず第一義的にはその対応の先にいるのは市民であります。そういうこともありますので、まずは法的な問題が起きれば法務の専門家の弁護士さんに相談をします。ただ、議員さん言われるような資質の向上をしなければならないというのは私どもも常々思っておりますので、法務の能力の向上を目指した研修、それから資格の取得、法務検定、そういうのも積極的に受けられ

るような環境を整えてございますので、そういうものも事あるごとに職員に提示していき
たいと思っています。

○副議長 増山裕司君 武田真議員。

○武田 真議員 私としてはそういう人材もあつたらいいと思うのですが、なかなか
かかみ合わない部分があるのですけれども、私の提案ということに今回はとどめておきま
す。私としては、そういった担当者を置くべきかと。それはなぜかといいますと、私も行
政経験ありますし、民間企業での経験あるのですけれども、すぐ何もかも弁護士で対応す
るのかということではなくて、原課である程度素養のある人間が対応したり、民間企業で
あれば法務担当職員、コンプラを兼ねているような職員もいたりするのですけれども、弁
護士の方と外部の専門家と対等な議論をしながら問題解決を図ると。民間企業なんかは今
特にコンプライアンスにうるさいですし、あと労働集約型の産業であれば労使の問題が多
数出てくるということも含めて、また現在会社法とかが頻繁に変わるという状況もあつて、
その対応をしなければならないということで、かなり法務の体制が充実しているというこ
とで、逐次外部の専門家等と綿密に打合せしながら業務をしてきたというのを私も行政あ
るいは民間企業で働きながら見てきたものですから、本来そうあるべきなのかという問題
意識から伺っているのですけれども、現状は全て顧問の弁護士さんということだと思
うのですが、将来的な課題としてぜひその辺検討していただきたいと思うしかないのです
けれども、これについては分かりましたということにします。

コンプライアンスと不当要求をまとめて確認していきたいと思うのですが、基本
的には私の問題意識として現状砂川市に何か問題があるからという話ではなくて、他自治
体のコンプライアンス条例とか職員倫理条例とかも関係するとは思っているのですが、何
か不祥事があつたから、そういう条例を制定するのだ、そういう委員会をつくるのだとい
う形で進められているのが多いのかということでもありますし、そういう不祥事さえ起こら
なければ、あえて条例をつくったり委員会をつくったりする必要はないのではないかと
思っています。一方では、御存じのとおり地方自治法が改正されて、内部統制の仕組み、努
力規定でありますけれども、大きなところは義務規定であります。そうした形で民間も
含めてコンプライアンスあるいは内部統制ということの取組というのが最近いよいよ進め
られている状況なのかという認識があります。そこで、現在、先ほども答弁でありまし
たけれども、単なる法令遵守ではないのだと、コンプライアンスというのは。それは、それ
ぞれの所属している組織の倫理観とか社会的要請に応じてどのように行動すべきかとい
う、そのようなものと私も思っておりまして、単なる法令遵守にとどまらない大きな意味
での指針になっているように理解しております。それについては、しっかり現在の取組の中
で研修等で単なる法令遵守に、答弁に一部あつたとは思っているのですが、そうした形で
広い意味での公務員としてやってはいけないこと、あるいはやるべきことという意味も含
めてコンプライアンスあるいは職員倫理の研修というのがそういう趣旨で行われているか

ということだけ確認させていただきたいと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 職員のコンプライアンスという問題で、公務員のコンプライアンスに関しましては、ご答弁申し上げましたけれども、まずもって市民の信頼を確保しなければならない。それから、法令によるものについては守らなければならないものは当然そうなのですけれども、信頼を得ながら、それぞれ高い倫理観を持ちながらやるということがまちづくりが一番直結する問題だと私どもも考えております。行政が何か事務執行するに当たって信頼感がないと前には進まないと思いますので、そういった形のまずは信頼感を得ると、そういうものが単なる法令遵守ではなくてコンプライアンスの確立、または組織の中のコンプライアンスの高さというのですか、そういうものが市民に伝わればまちづくりも先に進んでいくのだろうと思ってございます。

それから、職員の研修でありますけれども、人材育成の基本的な考え方としまして、各級職員、係長、主任、主事クラス、その上の課長補佐クラス、課長クラス、部長クラスと、それぞれ服務規程の中で法令を遵守するということについては全て同じなのですけれども、高い倫理観を持ちながら重要な責務を果たしていくというのがそれぞれの職責の中でそれぞれ各階級で捉えてございますので、そういったものにつきましては職員研修、それから各面談、そういうものの中でそれぞれ確認し合いながら事務を進めているところであります。

○副議長 増山裕司君 武田真議員。

○武田 真議員 コンプライアンスの部分は分かりました。

不当要求のほうを確認していきたいと思うのですけれども、市では平成16年、規程を制定して、何かあったら委員会で組織的に対応されているというお話だったと思うのですけれども、不当要求、平成16年ですか、当時そういう問題があったから恐らく、実際の自治体でもこの年代に多くのそのような要綱、要領の名前であったりするのですけれども、不当要求に対応するための仕組みづくりというのがこの時期につくられてきたのかと思うのですけれども、これは確かに不当要求、他の自治体の規程を見ても明らかに不当であるということはしっかり書かれているわけなのですけれども、実際最近様々な法規制等で明らかな暴力行為とか不当な形の要求というのは恐らくそこまで多くはないのかと思うのですが、一方では要求の仕方が非常に巧みになっているというのが私は現実的なものかと。明らかな不当だと。

例えば私も思い起こしてみれば20代後半ぐらいに許認可の仕事をしていたことがあったのですけれども、それは平成8年、9年とか、そのくらいの時期だったと思うのですが、そういう人が来ますと、許認可の事業をやっていると。いかにも見かけがそんなような感じの人で、政治団体の所属を匂わせて分かりやすい要求をしてくるわけなのです。その当時どう対応していたかという、組織的な対応はしていなかったのかと想像して、私ども

う大分忘れてしまったのですけれども、せいぜい報告書を書いて上司に回すくらいだったと思うのですが、そうした非常に分かりやすい形での不当要求は恐らく今はそこまで多くないのかと思うのですけれども、実際どういう形かという、非常に正当な要求の風を装ってきたりとか、要は黒か白か分からないような形、場合によっては代理人を立ててくるということも当然あると思うのです。そういった形で要求が来た場合、今の現行の16年に制定された規程がどうなっているかは分からないのですけれども、明らかに不当あるいは暴力的な言動を伴った形ではないソフトな形での不当かどうか分からないような形の要求があった場合、現行の仕組みで対応ができていくかどうかというのが気になるころなのですけれども、それは現状の規程で、そうしたグレーゾーンといいますか、黒か白か分からないような要求があった場合に対応ができていくかどうかを確認させていただきたいと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 不当要求行為の対策規程を平成16年に策定したとご答弁申し上げました。議員さんのご紹介のように、平成16年頃というのですか、それについては行政暴力に対する関係省庁の連絡協議会というものがあまして、反社会的勢力というのですか、そういう方々の不当な要求、許認可の関係等があったということで、全国各地にそういう対策の規程を立てなさいという指導もありまして立てたということでございます。ご質問のグレーゾーンといいますか、一見反社の人と言ったら語弊がありますがけれども、そういった方たちとは見受けられない方たちの要求についてどういうものがあつたかということでございますけれども、私ども先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、対応する先には市民との対応ということなのです。ですので、そういう形の対応をしている中で不当要求に至るというケースはほとんどないです。ですので、それがその方の何か縁故の方が来てどうこうということに発展するか否かというのは、それはたればの話ですけれども、そういったものがあつた場合につきましては先ほど言った職場の中でそれぞれ複数の対応をしながら、あるいは法的に専門家の方の助言をいただきながら対応するというのが今ルールというか、事務の流れになってございますので、今現在私も不当要求という経験はございませんけれども、あつたということについては認識しておりません。

○副議長 増山裕司君 武田真議員。

○武田 真議員 今は、暴力を振るうとか、そういうことをするとすぐ検挙されるということになるわけですから、昔のようなそういう方々が、見かけもいかにもという方が来ることはほぼないのかと私も思うわけであります。ただ、他の自治体の事例では、明らかに代理人を立てたというのがありますけれども、代理人がいない状況で要求してくるということで、恐らくは録音されていたと思うのですが、ほぼ十中八九録音していたと思うのですけれども、そういったことで発言をその後紛争に至ったときに、こう言っただろうという形で証拠として使われると。最終的にはその裁判は自治体が勝つたのですけれども、非

常に不利な形でその発言を使われるという事例は実際あるし、目に見えていない部分でも恐らく相当数そういったものがあるのではないかと私は想像します。

特に代理人が出てきた場合は十中八九録音されていると思ったほうが良いと思うのですが、何が問題なのかといいますと、例えば皆さん御存じのとおり行政処分というのはいささか重たい。行政処分は利益のあるもの、利益のないものをまとめて行政処分ですけれども、行政処分というのは公定力というのが法学上というか、行政法上あるのですけれども、これを一度決まってしまう行政処分をひっくり返すというのは極めて難しいということになってくるわけでありまして。そうすると、サービス精神旺盛でその場でいろいろ話してしまうということは私もよく分かるのですけれども、一方では専門家にとってみればそれは、言葉は悪いですが、いいカモだということになりかねないというのは他自治体の紛争の事例からも私は明らかなのかと思います。

そうしますと、今のお話では一般市民の対応だからいいのだということではなく、場合によっては背景に専門家、弁護士がついているのではないかと、あるいは正面立てて弁護士が出てきた場合、これに対して丸腰で臨むのは非常に危険なことだと私は思うわけでありまして。ですから、そういう場合には、きちんと顧問の方がいるわけですから、長く仕事をされていれば直感で何となく分かると思うのです。これは怪しいなと、何かあるなというのは恐らく直感で分かってくると思うのですが、そういう直観力も大事ですが、その後さらにそれが紛争に至るのでないかという想像力も働いてくるわけですが、そういう場合に備えて、少し変だというときは迷わず顧問の方を同席させるとか、現段階ではそうした法務人材はいないわけでありましてけれども、いれば同席させて状況を見ることが今後重要になってくるのかと私は思うのです。この辺現状明らかに不当でない場合について、そこはケース・バイ・ケースということになると思うのですけれども、その辺は私は現場任せということではなくて組織的な対応をしなければならないと思うのですが、今後そのような場合に備えて組織的な対応、現状の規程で対応できるなら私はいいとは思いますが、そういう対応ができないのであれば、仕組みとしてそれを組み込むということは組織として対応する上に当たって重要なことだと思うわけなのですが、現状すぐさまということにはならないとは思いますが、先ほど部長おっしゃられたとおり、その先には市民がいるのですけれども、場合によってはそれは悪い市民かもしれない。何でもかんでも疑っては駄目なのですけれども、そういう注意力を高めなければ非常に不利益な結果になってしまう。それは、市民全体の不利益になるということにもつながるわけでありまして、この辺はぜひ考えていただきたいと私は思います。

そこで、最後に伺いますけれども、そうした何とも言えないような案件、あるいは少し変だという案件についても現行の規程、あるいは規程を直すなり対応していくという考えはないかをお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 不当要求等の取組になりますけれども、まずもって市民なのだということもお話をしましたけれども、議員さんが言われるように市民でも高圧的な方もおりますし、そこから最終的には訴訟に発展するケースもないことはありませんので、そういったものは初動も含めて対応が大切なのですけれども、まず行政対応暴力に関しまして、例えばそこに応じてしまったとかというもののアンケート結果がありますけれども、中には、トラブルの拡大を恐れたですとか、威圧的に感じた。それから、対応がそもそも不慣れだった。もっと悪いのは、以前から応じていたので、断るのは無理だったとかというのもあるのです。これは全国の例なのですが、そういったことに陥らないことがまず第一義的に大事だということは先ほどもご答弁申し上げてございますけれども、その中では不当要求行為の対策の規程が平成16年に定められておりますが、まだその会合の中に案件を持って参集したという事例がございません。ですので、その間何とかかんとかと言ったら言葉は悪いかもしれませんが、解決をしてきたところでございますけれども、今後はそういったものの機能強化というのですか、そういうものも職員に周知徹底図りながら、こういったものも運用しながら事務を取り扱っていきたいと考えてございます。

○副議長 増山裕司君 武田真議員。

○武田 真議員 そういった事例というのは様々な現場で起きているのかと想像して、私が気の毒だと思うのは、何の後ろ盾もなくそういう人たちと対峙するのは非常に気の毒だといえますか、私自身も経験して、私の場合は結構平気な部分があるのですけれども、1人ぐらいならどうにかりますが、二、三人で押しかけてこられたりすると気持ち的にも萎縮してしまいますし、何も後ろ盾がなければ、そこは特に若い方であれば萎縮してしまうということは容易に想像できるわけです。ですので、とにかくそういう意味では恐らく犠牲になるのは前線の若い人なのかと思いますので、そこは規程の運用を含めてしっかり対応できる形をしていただきたいと要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

◎延会宣告

○副議長 増山裕司君 本日はこれで延会します。

延会 午後 1時54分